

広島県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十九年十二月四日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

焼山吉浦線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧	の別			
〇・九〇	四・八〇 ・二〇	四・七〇 〇・二〇	三〇〇	三〇〇	拓幅
呉市吉浦町字椿原三六二四番一地从先から 呉市吉浦町字椿原三六二四番一地从先まで					